別添

早朝の居場所づくり事業（モデル事業）について（利用案内）

1　事業概要

　いわゆる「朝の小1の壁」の解消の一方策として、主に低学年における、集団登校通学団の集合時間より前に出勤し、子どもの預け先が確保できない世帯に対して、始業時間前の児童をお預かりし、育児と就労のサポートを行う。

※事業実施中において、児童の安全性を十分に確保できない場合は、やむを得ず事業を中止させていただく場合があります。

2　実施校・場所

　栄小学校内の児童クラブ室（案内図参照）

3　対象児童

　栄小学校に在籍する児童（全学年利用可）

　※利用には登録が必要です。

4　児童受け入れ時間

　午前７時10分～午前７時40分

　上記時間内に児童クラブ室へ保護者付き添いの上お越しください。

5　児童見守り時間

　午前７時10分～午前８時20分（児童の集団登校到着時間ごろ）

6　利用開始日

　令和8年9月1日

（10月以降の利用開始も可能です。その場合は、利用開始希望月の前月１日から７日までにお申込みください。）

7　実施日

　２学期開始日（９月１日）から3学期末（３月24日）までの平日（始業式、終業式含む）

　ただし、以下の日は実施しません。

　学校休業日（土・日・祝・代休日・県民の日学校ホリデー・冬休み、春休み）、

　暴風警報等発表時、卒業式。

8　利用料

　無料

※利用中の事故に備え、スポーツ安全保険に加入します。保険料は市で負担します。

9 利用できる日

・登録後は、期間中はいつでも利用可能です。事前に利用日等を連絡する必要はありません。

10 利用できない日

・体調不良の場合は利用できません。
・在籍する学級等での学級閉鎖等の期間中は、当該学級等の児童は利用できません。

11 送迎・受付

・登校の際には、必ず保護者が児童クラブ室まで付き添ってください。（保護者の付き添いが無い場合は利用できません。）
・児童クラブ室入口で登録証を見守り員に提示して受付します。（原則として登録証がない場合は利用できません。）受付の際に児童の体調を確認します。
・車での送迎は、指定の駐車場に停めてください。
・通学団への連絡は、通常の登校時と同様の対応をお願いします。

12 運営形態

公益社団法人　豊明市シルバー人材センターに委託

13 児童クラブ室での過ごし方

・見守り員（3人）が、児童の過ごす様子を見守ります。
・自主学習、読書、折り紙等児童が好きなことをして過ごします。体を使った遊びや運動などは行えません。また、見守り員による学習指導は行いません。
・児童クラブのような児童の育成の場とは異なり、安全に過ごせる場所を提供するものであるため、個別の児童に対して加配等の見守り員を配置する等の対応はできません。本モデル事業の趣旨・配置体制等をご理解の上、ご利用ください。
・午前8時20分頃に昇降口まで児童を送り出します。それまでは、児童クラブ室で過ごしていただくため、外で過ごすことはありません。
・緊急時には、見守り員から保護者に連絡します。緊急の連絡時に必ず連絡がとれるようお願いします。
・必要に応じて、見守り中の児童の様子等を小学校と情報共有させていただきます。また、登録時の個人情報は、本市と事業者（見守り員を含む）で共有させていただきます。
・見守り員の注意に従わない、ルールが守れない、運営に支障をきたす行為等があった場合は、利用をお断りする場合があります。

14 持ち物

・児童は、靴を脱いで室内で過ごします。室内シューズのご用意は必要ありません。
・持ち物のルールは、各小学校に準じます。玩具、ゲーム等の持ち込みはできません。読書用の本は各自でご用意ください。児童クラブの本等は利用可能です。学校から貸与されているタブレットは使用できません。
持ち物の紛失、破損等の責任は負いかねます。
・食べ物、おやつの持ち込みはできません。児童クラブ室で朝食をとることもできません。ただし、水筒(水分補給)は必ず持参してください。
・排せつ等に不安がある場合は必ず下着等の着替えの準備をお願いします。

15 警報等発表の場合の対応

・午前6時の時点で、豊明市内に、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報」(以下、「暴風警報等」という。)が解除されていない場合は、本モデル事業は中止します。
・午前7時から午前8時までの間に暴風警報等が発表された場合は、その時点で本モデル事業を中止します。すでに児童が来所している場合は、速やかに迎えに来てください。
・大雨警報、洪水警報が発表された場合は、原則として通常授業を行いますので本モデル事業も原則、実施します。ただし、小学校が休校になった場合は、本事業も中止します。
・豊明市に地震が発生した場合は、地震の備えを確認しつつ通常授業が実施されるため事業は実施しますが、状況に応じて児童のお迎えが必要となった場合は速やかに迎えに来てください。
・防災情報に基づき、事業の中止を前日までに判断できる場合、中止に関する情報を前日中にeメッセージにてお知らせする予定です。

【参考】

①豊明市に、「暴風警報」・「警戒レベル4以上」・「特別警報」が発表されている場合。
(市内一部(居住地区以外でも)に発令された場合も含む
午前6時の時点で判断する。

状況	内容
午前6時までに警報解除された場合	事業あり、学校あり
午前6時現在警報解除されない場合	事業なし、学校なし
児童受入れ中警報等発令	事業は発表の時点で中止、学校なし 出席児童の保護者に連絡し、迎えにきてもらう。

②地震の場合

状況	内容
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)が出た時は	事業あり、学校あり

南海トラフ地震情報 （巨大地震注意）が出た時は	事業あり、学校あり
南海トラフ地震情報 （巨大地震警戒）が出た時は	事業あり、学校あり

③愛知県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合

状況	内容
前日の午後2時頃に発令	翌日事業なし、翌日学校なし

16 駐車場の利用について（案内図参照）

・放課後子ども教室（児童クラブ）駐車場 （ハーモニー広場北側）に停め、東門より入ってください。

・車での送迎は、指定外の場所や路上に駐車せず、指定の駐車場に停めてください。

・車上狙いに注意してください。駐車場内の事故、盗難等の責任は負いません。

17 申込み

電子申請または窓口申請でお申込みください。

複数名でご利用されている場合は、利用者ごとに申請を行ってください。

※登録完了後、承認通知書、登録証を郵送します。また、eメッセージの登録コードの用紙を送付しますので連絡網の登録をお願いします。

■電子申請 申請期間内でしたら24時間申請可能です。

URL：https://ttzk.graffer.jp/city-toyoake/smart-apply/apply-rocedure-alias/soutyoibasyo08

≪QR コード≫

■窓口申請

【申請場所】 豊明市役所 学校教育課（本館2階）

※学校での申込はできません。

別添

【提出書類】豊明市小学生の早朝の居場所づくり事業利用申請書

18　申込期間

利用を希望する前月１日から7日までに申込み。

（窓口申請のみ7日が土・日・祝日の場合、その前の開庁日が受付期限）

※9 月利用開始のみ令和８年８月５日から８月 19 日までに申し込み。

19　利用の停止

利用を停止する場合は、豊明市小学生の早朝の居場所づくり事業利用中止届を学校教育課に提出してください。

案内図



別添

駐車場　放課後子ども教室(児童クラブ)駐車場　(ハーモニー広場北側)



東門からの出入りをお願いします(門は開いています)



別添

入口



見守り場所の様子

